

比較表

大和市議会議員政治倫理条例（案）	大和市議会議員政治倫理規程（委員案）	備考
<p>（目的）</p> <p>第1条 <u>この条例</u>は、大和市議会基本条例（平成25年大和市条例第21条）<u>第5条</u>の規定に基づき、大和市議会議員（以下「議員」という。）が高潔かつ公正な活動を行い、市民の信頼に応えることを目的とする。</p> <p>（議員の責務）</p> <p>第2条 議員は、市民の負託を重んじ、自己の利益よりも公共の福祉を優先し、誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 議員は、<u>次条各号に掲げる政治倫理に関する基準に反する事実又は行為</u>があるとの疑惑を<u>招いた</u>ときは、速やかに、真摯かつ誠実に、<u>当該事実又は行為の真相を明らかにするとともに、議員としての</u>説明責任を果たすよう努めなければならない。</p> <p>（政治倫理基準）</p> <p>第3条 議員は、次に<u>掲げる政治倫理に関する基準（以下「政治倫理基準」という。）</u>を遵守しなければならない。</p> <p><u>(1) 市民全体の代表者として、品位及び名誉を損なう行為により市民の議会に対する信頼を損ねないこと。</u></p> <p><u>(2) 議員の地位を利用して、公正を害する金品の授受を行わないこと。</u></p> <p><u>(3) 本市（本市の出資法人（大和市自治基本条例（平成16年大和市条例第16号）第25条に規定する法人をいう。）を含む。以下同じ。）が行う許認可等の処分若しくは行政指導又は請負その他の契約に関し、特定の個人、</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 規程は、大和市議会基本条例<u>第5条</u>（平成25年条例第21条）の規定に基づき、大和市議会議員（以下「議員」という。）が高潔かつ公正な活動を行い、市民の信頼に応えることを目的とする。</p> <p>（議員の責務）</p> <p>第2条 議員は、市民の負託を重んじ、自己の利益よりも公共の福祉を優先し、誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を<u>持たれた</u>ときは、速やかに、真摯かつ誠実に、<u>疑惑の解明に当たるとともに、</u>説明責任を果たすよう努めなければならない。</p> <p>（政治倫理基準）</p> <p>第3条 議員は、次に<u>定める</u>政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p><u>2</u> 市民全体の代表者として、品位<u>と</u>名誉を損なう行為により、市民の議会に対する信頼を損ねないこと。</p> <p><u>3</u> 議員の地位を利用して、公正を<u>疑われるような</u>金品の授受を行わないこと。</p> <p><u>4</u> 市（市の出資法人等（市が資本金その他これに準ずるものを<u>出資している</u>法人をいう。）を含む。以下同じ。）が行う許認可等の処分若しくは行政指導又は請負その他の契約に関</p>	<p>○「規程」を「条例」へ変更。</p> <p>○字句の整理</p> <p>○字句の整理</p>

大和市議会議員政治倫理条例（案）	大和市議会議員政治倫理規程（委員案）	備考
<p>企業、団体等に対して有利又は不利となる働きかけをしないこと。</p> <p>(4) <u>本市の職員の公正な職務執行を妨げ、本市の職員の権限又は地位による影響力を不正に行使することを求める働きかけをしないこと。</u></p> <p>(5) <u>本市の職員の採用、昇任、配置換えその他人事管理に対して、議員の地位による影響力を行使しないこと。</u></p> <p>(6) 政治的若しくは道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受け、又は<u>政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項に規定する資金管理団体及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）第199条の5第1項に規定する後援団体に同様の寄附を受けさせないこと。</u></p> <p>(7) 議会内での地位及び議員としての地位を利用して、何人に対してもハラスメントその他<u>人権を侵害し、又は人権を侵害する</u>おそれのある言動をとらないこと。</p> <p>(8) 発言又は情報発信（ウェブサイト等への<u>意見の掲載を含む。以下同じ。</u>）<u>をする場合は</u>、公人としての自覚及び責任をもって、他者の名誉を毀損し、又は人格を損なう一切の行為（第三者をしてこれらの行為をさせることを含む。）をしないこと。</p> <p>(9) <u>発言又は情報発信をする場合は</u>、事実に基づいた正確な情報を提供し、<u>事実と異なる情報又は社会通念上適切でない情報の流布を避けるよう配慮すること。</u></p> <p>(10) <u>職務上知り得た情報を</u>不当な目的のために使用しないこと。</p> <p>(11) 互いの<u>活動を</u>尊重し、円滑な議会運営を妨げないよう、定められた時間を守り、<u>やむをえず会議に遅刻し、</u></p>	<p>し、特定の個人、企業、団体等に対して有利又は不利となる働きかけをしないこと。</p> <p>5 市の職員の公正な職務執行を妨げ、市の職員の権限又は地位による影響力を不正に行使する<u>よう</u>働きかけないこと。</p> <p>6 市の職員の採用、昇格及び異動等、<u>人事に関し</u>、議員の地位による影響力を行使しないこと。</p> <p>7 <u>政治活動に関して</u>、政治的<u>も</u>しくは道義的批判を受けるおそれのある寄附を受け<u>ないこと</u>、<u>または</u>資金管理団体<u>および</u>後援団体に同様の寄附を受けさせないこと。</p> <p>8 議会内での地位<u>や</u>議員としての地位を利用して、<u>他の議員または市の職員はもとより</u>、何人に対してもハラスメントその他<u>人権侵害の</u>おそれのある言動をとらないこと。</p> <p>9 発言又は情報発信（ウェブサイト等への掲載を含む。）は、公人としての自覚及び責任をもって、他者の名誉を毀損し、又は人格を損なう一切の行為（第三者をしてこれらの行為をさせることを含む。）をしないこと。</p> <p>10 <u>議員は</u>事実に基づいた正確な情報を提供し、<u>誤情報や不適切な内容の拡散を</u>避けるよう配慮すること。</p> <p>11 <u>職務上知り得た情報は</u>、不当な目的のために使用しないこと。</p>	

大和市議会議員政治倫理条例（案）	大和市議会議員政治倫理規程（委員案）	備考
<p><u>又は欠席する場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第120条の規定により設けられた会議規則の規定に従い届出を行うこと。</u></p> <p><u>(12) 議長が貸与するタブレット型コンピュータ端末機器の使用について議長が別に定めた場合は、当該定めに従うこと。</u></p> <p>（審査の請求）</p> <p>第4条 議員は、政治倫理基準に<u>違反し、又は違反すると思料される事実又は行為（以下「違反行為等」という。）</u>があるときは、当該違反行為等を証明又は疎明をする書類を添え、<u>3人以上の議員（当該各議員が属する会派（会派に属さない議員は、その全員をもって1の会派とみなす。）の数の合計が2以上である場合に限る。以下「審査請求議員」という。）</u>の連署をもって書面で議長に審査を請求することができる。</p> <p>2 前項に規定する審査の請求（以下「審査請求」という。）は、<u>当該違反行為等をした議員の任期中（当該違反行為等があった日が属する任期中に限る。）</u>に行わなければならない。ただし、当該議員の任期の満了、議会の解散又は当該議員の解職若しくは辞職（以下この項において「任期満了等」という。）があった場合において、<u>任期満了等の日以後に行われた選挙で当該議員が再選されたときは、当該違反行為等があった日から3年以内</u>に限り、<u>当該違反行為等についての</u>審査請求をすることができる。</p>	<p>12 <u>議員は互いの時間を尊重し、円滑な議会運営を妨げないよう、定められた時間を守り、遅刻や欠席の際は会議規則に則り届け出を行うものとする。</u></p> <p>13 <u>大和市議会タブレット端末等使用規定第7条及び第8条に規定する使用範囲を遵守し、第12条、第13条及び第14条の規定に反する行為をしないこと。</u></p> <p>（審査の請求）</p> <p>第4条 議員は、<u>第3条に規定する政治倫理基準に反する疑いがあると認められる議員</u>があるときは、当該違反する行為を証する書類を添え、<u>2会派（いずれの会派にも属さない議員については、その全員をもって1の会派とみなす）以上かつ3名以上及び議員</u>の連署をもって書面で議長に審査を請求することができる。</p> <p>2 前項の規定による審査請求は、<u>審査の対象となる政治倫理基準違反行為と疑われる行為の日が属する議員としての任期中</u>に行わなければならない。ただし、当該<u>任期を経過した後であっても、当該議員が再選されている場合は、当該日</u>から3年以内</p>	<p>備考</p> <p>○字句の整理</p>

大和市議会議員政治倫理条例（案）	大和市議会議員政治倫理規程（委員案）	備考
<p>（審査会の設置等）</p> <p>第5条 議長は、<u>審査請求があった場合</u>は、直ちに議会運営委員会に当該審査請求の適否を諮り、出席委員の過半数の賛成があったときは、大和市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</p> <p><u>2 審査請求議員及び審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）が議会運営委員会の委員である場合は、当該委員は前項の規定による審議に加わることができない。</u></p> <p><u>3 審査会の委員（以下「委員」という。）は、議長及び審査対象議員を除き、議員のうちから議会運営委員会と同数の委員をもって組織し、各会派から選出する。ただし、議会運営委員会と同数の委員をもって組織できず、又は各会派から選出できないと認められる場合にあっては、この限りでない。</u></p> <p><u>4 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</u></p> <p><u>5 委員の任期は、当該審査請求に係る審査会を初めて開催した日から次条の規定による審査が終了し、当該審査の結果を議長に報告した日までとする。</u></p> <p><u>6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p><u>7 委員は、公平、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。</u></p> <p>（審査会の審査）</p> <p>第6条 <u>審査会</u>は、<u>違反行為等の存否及び第9条第1項に規定する意見について</u>審査するものとする。</p> <p>2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p>	<p>（審査会の設置等）</p> <p>第5条 議長は、<u>前条に規定する審査の請求を受けたとき</u>は、直ちに議会運営委員会に当該審査の請求の適否を諮り、出席委員の過半数の賛成があったときは、大和市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</p> <p><u>2 審査会の委員は、議長及び審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）を除き、議員のうちから議会運営委員会と同数の委員をもって組織し、各会派から選出する。</u></p> <p><u>3 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</u></p> <p><u>4 委員の任期は、当該審査が終了し、審査結果を議長に報告した日までとする。</u></p> <p><u>5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p><u>6 委員は公平公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。</u></p> <p>（審査会の審査）</p> <p>第6条 <u>委員会</u>は、<u>政治倫理基準に違反する行為の存否に関して</u>審査するものとする。</p> <p>2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p>	<p>○字句の整理</p> <p>○審査請求議員および審査対象議員が、議会運営委員会委員であった場合の除外規定を追加。</p> <p>○議会運営委員会の委員と同条件で選出できない場合の規定を追加。</p> <p>○委員任期の初日を追加。</p> <p>○字句の整理</p>

大和市議会議員政治倫理条例（案）	大和市議会議員政治倫理規程（委員案）	備考
<p>3 審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>4 審査会は公開とする。ただし、委員長は、審査会に諮って<u>審査の一部又は全部</u>を非公開にすることができる。</p> <p>5 審査会は、審査対象議員に審査会への出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。<u>この場合において、審査対象議員は、弁明の趣旨を明らかにした書面を提出し、及び審査会において陳述することができる。</u></p> <p>6 審査会は、審査対象議員その他の<u>違反行為等に関する者（議員を除く。）</u>に対し、<u>事情を聴取し、及び資料の提出を</u>求めるほか、必要な調査を行うことができる。</p> <p>7 審査会は、審査を行うため、専門的<u>な</u>知識を有する者を参考人として出席させ、意見を聞くことができる。</p> <p>（議員の協力義務）</p> <p>第7条 議員は、審査会からの求めに応じ、審査に必要な資料を提出し、又は審査会に出席して、意見を述べなければならない。</p> <p>（その他<u>の</u>審査会に関する事項）</p> <p>第8条 前3条に定めるもののほか、審査会<u>の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。</u></p> <p>（審査結果の報告）</p> <p>第9条 審査会は、その設置後速やかに審査を開始するとともに、設置の日から起算して120日を経過する日までに審査</p>	<p>3 審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>4 審査会は公開とする。ただし、委員長は審査会に諮って<u>公開情報</u>を非公開にすることができる。</p> <p>5 審査会は、審査対象議員に審査会への出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>6 審査会は、審査対象議員その他の者に対し、事情聴取、資料の提出<u>要求その他の</u>必要な調査を行うことができる。</p> <p>7 審査会は、審査を行うため、専門的知識を有する者を参考人として出席させ、意見を聞くことができる。</p> <p><u>8 審査会は秘密会で行うことができる。</u></p> <p>（議員の協力義務）</p> <p>第7条 議員は、審査会からの求めに応じ、審査に必要な資料を提出し、又は審査会に出席して、意見を述べなければならない。</p> <p>（その他審査会に関する事項）</p> <p>第8条 前3条に定めるもののほか、審査会<u>に関する事項は、大和市議会委員会条例及び大和市議会会議規則に規定する委員会の例による。</u></p> <p>（審査結果の報告）</p> <p>第9条 審査会は、その設置後速やかに審査を開始するとともに、設置の日から起算して120日を経過する日までに、審</p>	<p>○弁明書の提出、審査会での陳述規定を追加。</p> <p>○非公開にできる規定があることから削除。</p> <p>○委員会条例及び会議規則ではなく、委員長が審査会に諮って定めることに変更。</p>

大和市議会議員政治倫理条例（案）	大和市議会議員政治倫理規程（委員案）	備考
<p>の結果及び次項に掲げる措置についての意見（違反行為等を認定した場合に限る。）（以下「審査結果等」という。）を記載した審査結果報告書を議長に提出し、<u>及び審査結果等を審査対象議員に通知</u>しなければならない。</p> <p>2 審査会は、審査対象議員の違反行為等を認定した場合は、次の各号のいずれかの措置を講ずるべきかの意見を添えなければならない。</p> <p>(1) 議員辞職の勧告 (2) 議会の役職停止勧告 (3) 一定期間の出席停止勧告 (4) 議場における謝罪 (5) <u>警告及び政治倫理基準を遵守する旨の誓約書の提出</u></p> <p><u>（審査結果等に対する再弁明）</u></p> <p>第10条 審査対象議員は、<u>審査結果等が通知された日の翌日から起算して14日以内に、当該審査結果等に対して再弁明をすることができる。この場合において、当該再弁明は、書面により、議長に対して行うものとする。</u></p> <p>（審査結果等の公表）</p> <p>第11条 議長は、審査会から審査結果報告書の提出を受けたときは、その内容を速やかに公表するものとする。</p> <p>2 議長は、審査対象議員から<u>審査結果に対する再</u>弁明があったときは、前項に規定する審査結果報告書の内容の公表に当たり、<u>当該再弁明の趣旨を</u>併せて公表するものとする。</p>	<p>査の結果および意見を記載した審査結果報告書を議長に提出しなければならない。</p> <p>2 審査会は、審査対象議員に政治倫理基準に違反する事実があると認められるときは、前項の規定による報告に次の各号のいずれかの措置を講じるべきかの意見を添えなければならない。</p> <p>1 議員辞職の勧告 2 議会の役職停止勧告 3 一定期間の出席停止勧告 4 議場における謝罪 5 <u>この条例の規定を遵守させるための警告を行い、誓約書を求める</u></p> <p><u>（弁明）</u></p> <p>第10条 審査対象議員は、<u>審査会において口頭又は文書により弁明することができる。</u></p> <p><u>2 審査対象議員は、審査結果について弁明書を議長に提出することができる。</u></p> <p>（審査結果等の公表）</p> <p>第11条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、その内容を速やかに公表するものとする。</p> <p>2 議長は、審査対象議員から弁明があったときは、前項の<u>審査結果</u>の公表に当たり、<u>その弁明を</u>併せて公表するものとする。</p>	<p>○審査対象議員への通知を追加。</p> <p>○字句の整理</p> <p>○審査結果後の弁明を再弁明とし、再弁明の書面提出期限を追加。</p> <p>○字句の整理</p>

大和市議会議員政治倫理条例（案）	大和市議会議員政治倫理規程（委員案）	備考
<p>（審査対象議員に対する措置）</p> <p>第12条 <u>議会及び議長は、第9条第2項に規定する審査会からの意見に基づき、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法で第9条第2項各号に掲げる措置が講じられるようにしなければならない。</u></p> <p>（1）第9条第2項第1号から第3号までに掲げる措置 当該審査請求に係る審査で委員長及び委員であった議員による当該措置に係る議案の提出</p> <p>（2）第9条第2項第4号又は第5号に掲げる措置 議長による当該措置に係る指導</p> <p>2 <u>議会は、第9条第2項各号に掲げる措置を講じたときは、その旨を公表しなければならない。</u></p> <p>（議長の職務の代理）</p> <p>第13条 <u>議長が審査の対象となったときは、この条例に規定する議長の職務に限り、副議長が議長の職務を代理するものとする。</u></p> <p>2 <u>議長及び副議長がともに審査の対象になったときは、この条例に規定する議長の職務に限り、仮議長が職務を代理するものとし、仮議長の選出については、地方自治法第106条第2項及び第107条の規定を準用する。この場合において、同法第106条第2項中「仮議長」とあるのは「審査対象議員を除く議員の中から仮議長」と、同法107条中「議員」とあるのは「審査対象議員を除く議員」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>（審査対象議員に対する措置）</p> <p>第12条 議長は、第9条第2項の規定による審査会からの意見に基づき、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、<u>必要な措置を講じ</u>なければならない。</p> <p>2 <u>議長は、前項に規定する措置を講じたときは、その旨を公表しなければならない。</u></p> <p>（議長職務の代行）</p> <p>第13条 議長が審査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査の対象になったときは、<u>議員において互選し、議長の職務を行う。</u></p>	<p>○字句の整理</p> <p>○措置の具体的な方法を規定</p> <p>○議長及び副議長が審査対象となった場合の代理を、議員の互選ではなく年長議員とすることを規定。</p>

大和市議会議員政治倫理条例（案）	大和市議会議員政治倫理規程（委員案）	備考
<p>（委任）</p> <p>第14条 この<u>条例</u>に定めるもののほか、<u>この条例の施行について</u>必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この<u>条例</u>は、令和 年 月 日から施行し、<u>同日以降になされた違反行為等について適用</u>する。</p>	<p>（委任）</p> <p>第14条 この<u>規程</u>に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この<u>規程</u>は、令和 年 月 日から施行する。<u>尚、規程は、議員の改選ごとに見直すものとする。</u></p>	<p>○条例は必要な都度、議員提出議案での提出が可能であることから、見直し規定を削除。</p>